

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	第 49 回 川西市個人情報保護審議会		
事務局 (担当課)	総務部行政室総務課		
開催日時	平成 23 年 9 月 12 日(月) 午後 6 時 ~ 7 時 50 分		
開催場所	川西市役所 4 階 庁議室		
出席者	委員	池田委員(会長)、長尾委員(副会長)、荒木委員、井上委員、 武内委員、田邊委員、本多委員、山口委員、以上 8 名 (欠席:園田委員、三宅委員、以上 2 名)	
	その他	根津部長、山本室長、佐谷課長、松山副主幹、田中主査 (以上、諮問実施機関:健康福祉部長寿・介護保険課) 森下課長(福祉政策課)	
	事務局	益本部長、坪内室長、森課長、阿部課長補佐、岩脇主査、 松永主事	
傍聴の可否	可	傍聴者数	2 名
会議次第	1. 会長あいさつ、新任委員紹介 2. 諮問事項 諮問第 40 号 『生活機能評価アンケート調査事務における個人情報の目的外 提供について』 諮問第 41 号 『ひとり暮らし高齢者実態調査事務における個人情報の目的外 提供について』		
会議結果	当該諮問案件については、共に、その取扱いを適当なものである と認める答申を得る。		

審 議 経 過

<会長>

- (1)開会にあたってのあいさつ
- (2)新任委員紹介 - 新任委員：本多伊津子委員・田邊久夫委員 自己紹介 -
- (3)その他の委員紹介

<事務局>

- (1)23 年度事務局担当者紹介
- (2)本日の提出資料の確認及び説明
 - (事前送付資料) ・ 開催通知
 - ・ 諮問書(写し)：第 40、41 号 (表紙及び別紙)
 - (当日配布資料) ・ レジメ
 - ・ 委員名簿 (23 年 4 月時点)
 - ・ 審議資料：「生活機能評価アンケート調査事務について」(6 枚)
「ひとり暮らし高齢者実態調査事務について」(3 枚)
- (3)諮問案件概要説明

諮問第 40 号 「生活機能評価アンケート調査事務における個人情報の目的外提供について」

本市長寿・介護保険課におきまして、介護予防施策の一環として、65 歳以上の市民を対象に、「生活機能評価チェックリスト」を用いてのアンケート調査を、本年 6 月に実施いたしました。これは、運動機能や生活力などの心身機能低下の有無などについて対象者からのアンケート結果を収集し、それをもとに保健師などによる戸別訪問や「結果アドバイス票」の返送を行うことで、生活機能の向上や健康状態の見直しに役立てていただくとするものです。

本年 6 月にこの「生活機能評価チェックリスト」を郵送したところ、約 75%の対象者からは回答があったものの、残りの対象者からは未だ回答がないため、今後未返送の方を対象に回答を勧奨する必要性が生じております。これに対しては、未回答者を戸別訪問することが最も効果的ですが、その数が約 8,000 人となることなどから、地域包括支援センターの協力を得て行うことが合理的と考えられますため、本件での答申をいただいた上で、未回答者の氏名・住所等の情報を同センターに提供しようとするものです。

諮問第 41 号 『ひとり暮らし高齢者実態調査事務における個人情報の目的外提供について』

同じく本市の長寿・介護保険課におきまして、65 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象として、緊急時に必要な医療情報を保管するための「救急医療情報キット」の無料配布を、本年 9 月から開始する予定としております。「救急医療情報キット」とは、緊急時の連絡先やかかりつけ医・持病などの医療情報等を記載した書類の外、健康保険証の写しなどを専用容器に入れて冷蔵庫に保管するもので、このヘルプキットが入っていることを示すマークを冷蔵庫の外側や玄関ドアの内側などに貼り付けておくことで、緊急時において医療機関等が迅速かつ効率的に対応できるようにしようとするものであります。

このヘルプキットの配布にあたっては、対象とする 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅を戸別訪問し漏れなく届ける必要があると考えておりますが、そのために各地域の民生委員に対象者の氏名・住所等を提供し訪問していただくことで、より迅速かつ確実な実施を図ろうとしております。

また、民生委員におきましては、従前から長寿・介護保険課の依頼を受けて、ひとり暮らし高齢者実態調査を行っております。この実態調査は、民生委員が独自に対象者宅を探して訪問し、対象者の健康状態や緊急連絡先等を聞き取るというものです。「救急医療情報キット」の配布とは別の目的になりますが、今回民生委員に提供する情報を実態調査の基礎資料としても活用し、より多くのひとり暮らし高齢者の実態を把握していこうとしております。

実は、平成 21 年 3 月に、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の趣旨に基づき、援護に係る同意書が提出されていない 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の情報を、長寿・介護保険課から民生委員及び地域包括支援センターに提供することについて本審議会に諮問し、適当なものであるとの答申をいただいた上で、戸別訪問を実施したような経緯がございますが、今回は、「救急医療情報キット」の配布と「ひとり暮らし高齢者実態調査」の基礎資料とする目的で情報を提供することについて、あらためて諮問をさせていただいている次第です。

< 諮問実施機関 >

(1) 諮問実施機関 (健康福祉部長寿・介護保険課) 出席者 自己紹介

(2) 諮問内容 詳細説明

諮問第 40 号 「生活機能評価アンケート調査事務における個人情報の目的外提供について」

それでは、諮問第 40 号「生活機能評価アンケート調査事務における個人情報の目的外提供について」ご説明いたします。

今回、諮問させていただく内容は、23 年度、新たに実施いたしました 65 歳以上の一般高齢者に対する「生活機能評価アンケート」につきまして、未回答の方がおられますので、地域包括支援センターに未回答者の氏名、住所等の個人情報を提供し、個別訪問していただくこととさせていただきます。

それでは、資料「生活機能評価アンケート調査事務について」の 1 ページをご覧くださいと思います。長寿・介護保険課では、二次予防の対象者把握事業を実施するため、65 歳以上で介護保険の要支援・要介護の認定を受けていない方 34,242 人に対して、運動機能や生活力に関する「生活機能評価基本チェックリスト」を郵送により配付し、返送していただいております。返送していただいた方には、回答結果を分析して、個々の高齢者に関する生活機能の低下の兆しを早期に発見し、元気な心と身体を維持していくためのアドバイス票を通知することで、生活機能の向上や健康状態の見直しに役立てていただくほか、介護や支援が必要となるおそれのある「二次予防対象者」に対して保健師などによる個別訪問を行い、訪問型介護予防を実施していこうとするものでございます。

生活機能評価基本チェックリストの配付は、平成 23 年 6 月 27 日から 34,242 人に対して行っており、回答数は、現在 75.8%に達しておりますが、今なお 24.2%、8,264 人の方から回答を得ていない状態となっています。この事業の趣旨から考えますと、未回答の高齢者にも回答をいただき、今後の生活の維持、向上に向けたアドバイス等を行わせていただくとともに、未回答者の中には、閉じこもり、うつ、認知症等により日常生活が困難な方が含まれている可能性があること

から、できる限り未回答者の個別訪問を行い、支援が必要な方の早期発見、早期対応に努めることが効果的と考えております。このため、地域包括支援センターにお願いしまして戸別訪問をしていただくため、未回答者の氏名、住所、生年月日、性別といった個人情報を提供させていただきたいと考えております。

2ページをご覧ください。ここでは、「二次予防の対象者把握事業の流れ」を図示しております。左側に示しております「川西市」が真ん中の「委託事業者」に事業を委託しまして、34,242通を対象者に郵送し、25,978通の回答を得ました。この回答のあった方にはアドバイス票を返送すると共に、二次予防対象者に対しては、個別に保健師による訪問型介護予防の実施や健康体操などの「介護予防教室・いきいき元気クラブ」の紹介を行っております。また、下の方に図示しておりますのが、未回答者8,264人への対応といたしまして、個人情報を地域包括支援センターに提供することで個別訪問して実態を把握し、訪問型介護予防や介護予防教室につなげていこうとするものでございます。

3ページでは、「生活機能評価の根拠法令」を抜粋しております。まず、介護保険法では、第115条の44におきまして、市は要介護状態となることを予防、あるいは要介護状態の軽減等に関する事業を行うこととされております。また、地域支援事業実施要綱では、(ア)目的で、65歳以上で要介護状態となる恐れが高い高齢者に対して、二次予防事業について、生きがいや自己実現のための取り組みを支援することを目的といたしまして、これを実施することが規定されています。4ページにおいて、中ほどの に記載しておりますように、対象者を把握するため、生活機能評価チェックリストにより情報を収集することといたしますが、その次の「(a)基本チェックリストの配付・回収」の「また」から示しておりますように、未回答者の中には、「閉じこもり、うつ、認知症等により日常動作が困難な者」が含まれる可能性がありますことから、できる限り個別訪問を行い、支援が必要な方の早期発見・早期対応に努めることとされております。

また6ページでは、情報を提供しようとする地域包括支援センターの概要に関する資料を添付しております。地域包括支援センターの主な業務は、高齢者を対象とした総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業のほか、今回の二次予防事業などを内容とする介護予防ケアマネジメント事業及び指定介護予防支援事業となっております。7ページでは、市内に6箇所ございます地域包括支援センターの担当区域と、各地域包括支援センターを統括する市の中央地域包括支援センターについて示しております。8ページ～9ページにかけましては、市と地域包括支援センターとの事業委託契約における秘密の保持や個人情報の保護に関する各条項について示しております。

また、最後には、65歳以上で介護認定を受けていない高齢者34,242人に対して送付しました「生活機能評価チェックリスト」を添付しておりますので、ご参考にしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

諮問第41号 『ひとり暮らし高齢者実態調査事務における個人情報の目的外提供について』

続きまして、諮問第41号「ひとり暮らし高齢者実態調査事務における個人情報の目的外提供について」ご説明いたします。

今回、諮問させていただく内容は、ひとり暮らし高齢者に万一のことがあった際に、迅速に対応できるよう「救急医療情報キット」を配付しようとするもので、このキットの配付を民生委員にお願いするほか、従前から民生委員に実施していただいております「ひとり暮らし高齢者の実

態調査」にあたり、情報を共有化するため、民生委員にひとり暮らし高齢者の氏名、住所等の個人情報を提供しようとするものでございます。

それでは、資料「ひとり暮らし高齢者実態調査事務について」をご覧ください。事業の目的でございますが、今回、地域で見守りを必要とする65歳以上のひとり暮らし高齢者と、2人暮らしであっても、一方が寝たきりや長期の入院中、認知症により判断能力が欠ける者との同居などの世帯の安全と安心を確保するため、救急時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を配布しようとするものでございます。その具体的な内容は、民生委員によりまして、医療情報等を記載することができる「救急医療情報キット」をひとり暮らし高齢者に配付していただき、配付された高齢者は、必要事項を記入したキットを冷蔵庫に保管し、救急時に迅速かつ適切に対応できるようにすることで、安心感を得ていただくこととするものでございます。

「救急医療情報キット」の内容は、筒状の入れ物の中に、氏名、住所、生年月日のほか、医療情報、かかりつけ医療機関、緊急連絡先等を記載する耐水性の専用用紙のほか、玄関の内側や冷蔵庫の扉に貼付するワッペンでございます。今回、このキットの配布を民生委員にお願いするため、住民基本台帳から抽出した65歳以上のひとり暮らし高齢者の氏名、住所、生年月日、性別の個人情報を提供したいというものでございます。

また、民生委員には、5ページにございますように、従前より、緊急時や災害時に速やかに対応できるよう、一人暮らし高齢者の実態調査をお願いしておりまして、有事の際の対応に活かすべく、今回の「救急医療情報キット」の配布対象者にかかります氏名、住所等の個人情報を共有したいと考えている次第でございます。

なお、3ページには、民生委員法を抜粋し、民生委員の職務や秘密の保持などを記載いたしておりますとともに、下の方には、23年9月1日現在の民生児童委員人数が230人であること、また4ページでは、23年9月8日現在において、民生委員が実態調査を行い提出いただきましたひとり暮らし台帳の登録人数が2,156人であることを示しております。

以上、簡単ではございますが資料の説明とさせていただきます。よろしくご協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

< 質疑応答 >

諮問第40号 について

(委員) この調査は、今後毎年行う予定か。

:(実施機関) 現在のところ、その予定はございません。来年度以降の実施は未定です。

(委員) 来年度以降は行わないとのことだが、65歳以上人口としては来年度以降に団塊の世代が加わっていくことになるため、実態とのバランスをとった方がいいのでは。

:(実施機関) 現在、第5期介護保険計画の見直しを行っていますが、今回の事業ではまず65歳以上の約35000人を対象に行って介護予防施策を進めていく中での現状把握に努めまして、その結果を計画に反映させていきたいと考えています。

(会長) 地域包括支援センターのことについて伺いたいですが、そちらの職員の身分は何か。また、市の機関か民間の機関か、NPO団体などいずれの組織にあたるのか。

:(実施機関) 中央地域包括支援センター以外は、組織は社会福祉法人と医療法人、つまり、民間の方々により運営されております。中央地域包括支援センターのみ、市で直接運営してお

り、市の職員が運営に当たっております。

(委員) この事業は、国からの指導助言のある事業なのか。

:(実施機関) 全国一律の事業ではありませんが、こんな事業ができるとして挙げられているもののひとつであります。

(委員) 生活機能評価チェックリストの 36 番に、「生活機能評価チェックリスト」の結果について、介護予防を目的に、地域包括支援センターに個人情報を提供する場合があります。あなたはこれに同意されますか、とあるが、この点についてはどうか。

:(実施機関) 今回は、あくまでもご回答をいただいていない方につきまして、生活機能の向上や健康状態の見直しの必要性からアンケート回答の推奨を行うものとなりますので、36 番で「同意しない」と回答の場合は、当然情報提供は行いません。

諮問第 41 号 について

(委員) 65 歳以上の情報は、民生委員さんの方ですでに保持しているのではないかと。

:(実施機関) 確かに、民生委員の方にはすでに別途独居高齢者の実態調査を行っていただいておりますので、一部の 65 歳以上の情報につきましては、お手元の資料にありますとおり「ひとり暮らし高齢者実態調査書」に記入により、すでに一部の情報は持つておられます。

(委員) 資料にあるように、民生委員の方では二千百何名の一人暮らしの方の情報を保有しているということか。

:(実施機関) そのとおりです。ただ、その把握も、例えば平成 17 年国勢調査では約 4,600 人の方がおられるとのデータも存在し、現状では完全なものではございませんので、今回これを補完するという事です。

(委員) 「これに準じる高齢者世帯」とは、どういう世帯を指すのか。また日中のみ独居の高齢者もおられるが、そのような方々は含めないのか。

:(実施機関) 「これに準じる世帯」とは、先ほどもご説明いたしましたとおり、2 人暮らしであっても、一方が寝たきりや長期の入院中、認知症により判断能力が欠ける者との同居などの世帯をさします。また現在のところは、日中独居の高齢者を含めることは考えていません。

(委員) 既にひとり暮らし台帳に登録されている者は、今回情報提供する必要はないのでは。

:(実施機関) 除いてもいいとは思いますが、できるだけ正確に情報を整理する必要があると考えおりますため、今回住民基本台帳に基づいてキットを配布することで、実態把握に努めたいと考えています。

(委員) 災害が発生したり、有事の時にひとり暮らしの情報が必要ということか。

:(実施機関) 救急医療情報キットは、救急時の倒れられた人に対するの情報です。ひとり暮らしの人は情報の伝達が行いにくいいため、今後は民生委員と見守り体制についての意見交換をしながら進めていきたい。

< 審議事項 >

(会長) 実施機関からの説明と質疑の内容から、本件に関しては「適当なものと認める」ことについて特に問題はないと考えますが、いかがでしょうか。

(委員) 異議はありません。

(会長) 「本人通知の有無」に関しては、両方とも通知しないとしています。「事業の性質上、本

人が知り得るものであり個別に通知することの必要性がないため」とありますが、これはよろしいでしょうか。

(委員) 40号のアンケート業務調査の方ですが、未返送者のみを抽出してその情報を提供することですが、未返送者の中には単に返送し忘れた人だけでなく、自分には必要ない、或いは答えたくないとの意思表示である場合も考えられます。そのため、本人通知は行わないとしても、未返送者を抽出した情報は“センシティブ情報”に当たることになるので、その取扱いには十分に注意すべきことを付け加えておくべきと思います。